

## 1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

## 2. 対象事業の名称及び種類

名 称：豊洲新市場建設事業

種 類：卸売市場の設置、自動車駐車場の設置

## 3. 対象事業の内容の概略

本事業は、表 3-1 に示すとおり、東京都が築地市場を首都圏の生鮮食料品流通の中核を担う市場へと再生するために、江東区豊洲六丁目地内に整備される土地区画整理事業の 5 街区、6 街区及び 7 街区に、約 6,300 台の自動車駐車場の有する卸売市場（敷地面積約 404,000m<sup>2</sup>）を建設するものである。

表 3-1 対象事業の内容の概略

項 目	内 容			
	5 街区	6 街区	7 街区	合計
計 画 地	東京都江東区豊洲六丁目地内			
用 途 地 域	準工業地域、商業地域（将来予定、現在は工業地域）			
敷 地 面 積 <sup>注)</sup>	約 128,000 m <sup>2</sup>	約 142,000 m <sup>2</sup>	約 134,000 m <sup>2</sup>	約 404,000 m <sup>2</sup>
主 要 用 途	卸売市場、商業施設、駐車場			
工 事 予 定 期 間	平成 23 年度～令和 4 年度以降			
供 用 開 始 予 定 (新市場開場)	新市場開場：平成 30 年 10 月 11 日 千客万来施設 1, 2 開場予定：令和 4 年度以降			

注：豊洲市場では、補助 315 号線を中心にメインの車両出入口を計 4 箇所設けており、信号処理を行う交差点として  
いる。信号機の設置においては、関係機関（交通管理者、道路管理者等）と協議したところ、設置の条件として、  
信号機設置箇所を「行き止まりではない道路法の道路が交差する交差点」とする必要があるとの指導があったた  
め、都道豊洲有明線と接する市場用地（市場内道路）の一部を同都道区域に編入し道路法の道路とした。このた  
め、下記の通り、敷地面積が減少しており、本報告書表 3-1 に反映した。

5 街区：(変更前) 約 129,000 m<sup>2</sup> ⇒ (変更後) 約 128,000 m<sup>2</sup>

6 街区：(変更前) 約 143,000 m<sup>2</sup> ⇒ (変更後) 約 142,000 m<sup>2</sup>

7 街区：(変更前) 約 135,000 m<sup>2</sup> ⇒ (変更後) 約 134,000 m<sup>2</sup>